

質問回答書

契約番号 _____

件 名 令和6年度 障害福祉サービス支給決定関係業務に係る労働者派遣 _____

質 問	回 答
<p>1 曜日固定などになるのでしょうか？</p> <p>2 出勤日の7.5H や3.75H は派遣元と派遣者で決めてよいのか、局若しくは区が決めて指定された時間となるのか？</p>	<p>1 就業場所が指定した時間に業務従事者を派遣いただく仕様になっています。そのため、場合によっては曜日固定になる可能性もあります。</p> <p>2 就業場所が指定した時間に業務従事者を派遣いただく仕様になっています。そのため、派遣元と派遣者で決めることはできません。</p>
<p>月において3.75時間を1回(日)と7.5時間を最大2回(日) 例えば、5月に上記日数・時間数を取ったとして研修を2回(日)、区で6回(日)とすると、3回(日)・(3.75時間×4人)+(7.5時間×4人×2日)=75時間、残り120時間-75時間=45時間を8日-3回(日)=5日間と4人で割った時間2.25時間を勤務するという事でしょうか？若しくは、45時間÷2人÷5日=4.5時間であったり、日数を減らしたり1日の時間数を変更したりと言う事でも良いのでしょうか？</p>	<p>半日勤務(実働3.75時間)を1回とし、1日勤務の場合は実働7.5時間(2回)という設定になります。各月の日数及び1日の時間数(半日勤務か1日勤務か)は、就業場所が指定します。</p>
<p>1 基本3.75hの勤務で午前、午後の指定があるのか。 ※1日勤務の日も指定されるのでしょうか？</p> <p>2 5月総120h 研修7.5h×4区=30h 120h-30h=90h</p>	<p>1 就業時間は仕様書において8:45~17:15のうち指定する時間とし、半日勤務の場合は、8:45~12:30、13:15~17:00を原則としています。そのため、午前、午後を含め就業場所が指定した日時に業務従事者を派遣いただくことになります。</p> <p>2 5月の各区の時間数は22.5hとなりますが、その内訳(半日勤務か1日勤務か)は、就業場所が指定する</p>

<p>90 h ÷ 4 区 = 22.5 h 22.5 h ÷ 3.75h = 6 日間 研修 1 日と 3.75h 勤務が各区 6 日間の認識で間違っていないでしょうか？</p> <p>3 指定された日程の変更は可能でしょうか？ 基本同一従事者との事ですが 2 名で 1 枠をシフトで回すのは可能でしょうか？（指定された日時が不可だった場合）</p> <p>4 4 区の就業日が重なる事はありますでしょうか？ 前回の入札金額を教えてくださいませんか？</p>	<p>ため、必ずしも研修 1 日と 3.75h 勤務による各区 6 日間の派遣になるとは限りません。</p> <p>3 就業場所が指定した時間に業務従事者を派遣いただく仕様になっています。そのため、指定された日程で業務従事者を派遣いただくこととなります。原則派遣期間を通じて同一の者としており、あらかじめシフト制で 2 名を定めることはできません。</p> <p>4 就業日は各就業場所が指定するため、4 区の就業日が重なる可能性はあります。 また、前回の入札金額は下記サイトに掲載してありますので、御確認ください。</p>
--	---

【参考】【入札結果公表】令和 5 年度 障害福祉サービス支給決定関係業務に係る労働者派遣
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/itaku/kenko/shikyuketteihaken-r5.html>